

(4) 苦情申立て事例 4 (調査をしないこととしたもの)

苦情申立て対象機関	—	
苦情申立ての内容	<p>住居表示実施、町名変更について、①街区は恒久的な道路等で画したものでなければならないのに、境界線が不明のまま住居表示が実施されようとしている。市は、将来計画道路ができると説明するが、街区の境界線が不明な現状で住居表示を実施するのは、住居表示に関する法律に違反し無効である。②新町名は地区まちづくり委員会・臨時小委員会等でアンケートを実施し決定されたが、アンケートの方式や委員構成に問題があり、最初のアンケートでは少数意見に過ぎない町名に最終決定された。</p> <p>このように進められている住居表示・町名変更を中止するよう、オンブズマンに判断を求めたい。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンが取り扱う苦情(所管事項)と、調査対象外事項については、明石市法令遵守の推進等に関する条例(以下、単に「条例」と言います)に定められています。</p> <p>1 申立て①について</p> <p>住居表示に関する法律第2条は、住居表示の方法の一つに街区方式、即ち道路や鉄道などの恒久的な施設や、河川、水路などによって区画する方法を掲げ、同法第5条第1項は、街区方式によることが不合理な区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならないとしています。そうすると、仮に街区の区画が恒久的なもので区画されていないとしても、直ちに法律に違反するとは言いがたく、このような高度の法令の解釈、違法性の判断はオンブズマンの職分ではありません(条例第54条1項5号)。また、苦情は市の業務に関するものでなければならず(条例第44条1号)、苦情の申立の原因となった事実について申立人が利害を有しないときは、オンブズマンは調査をしないと定められています(条例第54条1項2号)。市が計画している街区の設定は、今後、議会の決議を経て具体化するものであり、現時点で市の街区の設定の計画が申立人の権利を侵害しているとも言いがたく、この点からも調査対象外事項であると考えます。</p> <p>2 申立の趣旨②について</p> <p>先にも述べたとおり、オンブズマンが扱えるのは市の業務に関する苦情ですから、民間の組織である地区まちづくり委員会などの委員構成や、委員会が実施したアンケートなどについて、オンブズマンに調査権限はありません。住居表示実施に伴う街区の設定や町名変更は住民にさまざまな影響を与えるものですから、住民の意見を十分に汲み、歴史的な背景も踏まえ、合理的に行われなければなりません。明石市でも、住民の意見を聞くさまざまな制度があります。申立人の住居表示の実施反対の意見はそのような手続き、制度によって表明されるべきであり、すでに住居表示審議会での答申も出ており、いずれ議会において是非の判断がなされる事柄でもありますので、オンブズマンが取り扱える事項ではありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成25年(2013年)9月5日	要した日数
調査結果通知年月日	平成25年(2013年)9月12日	7日間